〔研究ノート〕

承認による時効更新の効力の範囲

-----最判令和2年12月15日民集74巻9号2259頁を端緒にして-----

香 川 崇

「研究ノート」

承認による時効更新の効力の範囲

香 川 崇

キーワード:時効、中断、更新

一 はじめに¹

民法の一部を改正する法律(平成29年法律第44号)による改正前の民法(以下、「改正前民法」という)第147条第3号、第156条(同法律による改正後の民法(以下、「改正後民法」という)第152条第1項)は、義務者による義務の承認を時効の中断(改正後民法における時効の更新)事由とする。

同条でいう承認には特別の方式が必要とされておらず、承認は明示又は黙示的になされうる。そして、債務の弁済は同条の承認に該当するものと解されている 2 。

もっとも、同一の当事者間に同種の債務が複数存在する場合、一部の債務の 弁済による時効中断効の範囲、すなわち、一部の債務についての弁済が残存す る債務全部の消滅時効を中断しうるかという問題につき、学説上争いがあった。 この点に関して、[1] 最判令和2年12月15日民集74巻9号2259頁は、同一 の当事者間に数個の金銭消費貸借契約に基づく各元本債務が存在する場合において、借主が弁済を充当すべき債務を指定することなく全債務を完済するのに 足りない額の弁済をしたとき、当該弁済は、特段の事情のない限り、上記各元 本債務の承認として消滅時効を中断する効力を有すると解するのが相当である とした。

本稿は、[1] の意義を明らかにした上で、比較法的観点をも踏まえて、同一の当事者間に同種の債務が複数存在する場合における一部の債務の弁済による

時効中断(更新)の効力の範囲について論ずることとする。

二 [1] 最判令和 2 年 12 月 15 日民集 74 巻 9 号 2259 頁 3

初めに、[1] 最判令和 2 年 12 月 15 日民集 74 巻 9 号 2259 頁を検討することとしたい。なお、本稿は、[1] の検討を前提とするものであるため、事実の概要も含めて詳細にみることとする。

「事実の概要」

Aは、長男 Y に対し、① 2004 年 10 月に 253 万 5000 円、② 2005 年 9 月に 400 万円、③ 2006 年 5 月に 300 万円を貸し付けた。Y は、2008 年 9 月、A に対し、 弁済を充当すべき債務を指定することなく、貸金債務の弁済として 78 万 7029 円を支払った。

Aは2013年1月に死亡し、三女である X が本件各貸付けに係る各債権を全て相続した。 X は、2018年8月、Y に対し、本件各貸付けに係る各貸金及び2008年9月から支払い済みまでの遅延損害金の支払いを求める本件訴訟を提起した。 Y が、民法第167条第1項に基づき、上記貸付け②及び③に係る各債務(これを、本件債務②及び③という)の時効消滅を主張し、X は、本件弁済により承認に基づいて時効が中断していると主張した。

第一審判決(さいたま地裁川越支部判令和元年7月29日平成30年(ワ)第625号)は、Yによる弁済が、弁済期が先に到来した債権である本件貸付け①に法定充当とされたことにより、Yがこれを承認したとして上記貸付け①に係る債務の時効の中断を認めたものの、本件債務②及び③が時効により消滅したとした。

Yより控訴したところ、原審判決(東京高判令和2年1月29日令和1年(ネ)第3700号)は、複数の別個の債務を負う債務者であるYが弁済する際の合理的意思としては、当該弁済により別個の債務全てについてまでその存在を知っている旨表示したとは考え難く、当該弁済が充当されるものについてその旨表示したと認めるのが相当であるとして、控訴を棄却した。

Yより上告受理申立て。

[判旨]

「同一の当事者間に数個の金銭消費貸借契約に基づく各元本債務が存在する場合において、借主が弁済を充当すべき債務を指定することなく全債務を完済するのに足りない額の弁済をしたときは、当該弁済は、特段の事情のない限り、上記各元本債務の承認(民法 147条3号)として消滅時効を中断する効力を有すると解するのが相当である(大審院昭和13年(オ)第222号同年6月25日判決・大審院判決全集5輯14号4頁参照)。なぜなら、上記の場合、借主は、自らが契約当事者となっている数個の金銭消費貸借契約に基づく各元本債務が存在することを認識しているのが通常であり、弁済の際にその弁済を充当すべき債務を指定することができるのであって、借主が弁済を充当すべき債務を指定することなく弁済をすることは、特段の事情のない限り、上記各元本債務の全てについて、その存在を知っている旨を表示するものと解されるからである。」

そして、本件弁済が本件債務②及び③の承認としての効力を有しないと解すべき特段の事情がなく、両債務の消滅時効が中断されたとして、第1審判決が本件貸付け①の残元金として認容した額に本件貸付け②及び③に係る各貸金を加えた額である874万7971円及びその遅延損害金の支払を求める限度でXの請求を認容する旨に原判決を変更すべきであるとした。

三 検討

判例と学説の展開及び比較法的検討を経た上で、承認による時効の中断の効力の範囲について検討を行うこととしたい。

1 判例

(一) 承認の法的性質・対象

判例によれば、時効中断事由たる承認(改正前民法第147条第3号、第156条)とは、「時効ノ利益ヲ受クヘキ当事者ノー方カ其相手方ノ権利ノ存在ヲ認

識セル旨ノ観念通知」であり、承認をする者が相手方の権利の存在の認識していることを要する([2]大判大正3年12月10日民録20輯1067頁)。もっとも、時効中断事由たる承認は、観念の通知であるため、効果意思が不要であると解されている([3]大判大正8年4月1日民録25輯643頁)。時効中断事由たる承認の対象につき、[4]大判大正4年4月30日民録21輯625頁は、「明示又ハ黙示ニテ其権利存在ノ事実ヲ認ムレハ足ル」とした。

(二)債権の一部が弁済された場合

債権の一部が弁済された場合につき、[5] 大判大正8年12月26日民録25輯2429頁は、「債務ノ一部弁済ハ債務ノ承認ヲ表白スル」として、弁済された債権全体の承認があったものとする。同旨の判決としては、[6] 大判昭和7年10月31日民集11巻2064頁、[7] 大判昭和14年1月25日新聞4392号7頁、最判昭和36年8月31日民集15巻7号2027頁、[8] 最判平成25年9月13日67巻6号1356頁がある。

次に、同一の当事者間に複数の債権が存在し、そのうちの一部の債権だけが 弁済された場合の時効中断の効力の範囲が問題となる。[9] 大判昭和8年12 月28日判決全集1輯3号11頁は、当座貸越契約による複数の債権が経過上一 個の債権にあたるとして、一部入金により当座貸越契約上の全ての債務の時効 中断を認めた。しかし、[10] 大判昭16年2月28日評論30号民法84頁は、 歯科医師会の会費が月毎に分割して徴収する可分債務であり、一年度分を包括 して一個の債務とみなすことができないとして、歯科医師会の昭和9年度4、 5月分の会費の支払いが昭和9年度の会費債権全体の承認にあたらないとした。

また、同一の当事者間で複数の債権が存在し、債務者が単に決算のために猶予を求め、どの債務を承認したのか不明なときは、必ずしも当然には全債務の承認があったものとはなされず、債務者がどの債務を承認したのか債権者が立証すべきとされる(「11]大判大正7年11月2日民録24輯2117頁)。

もっとも、[1] が引用する [12] 大判昭和 13 年 6 月 25 日判決全集 5 輯 14 号 4 頁は、大正 14 年 4 月に 3150 円、同年 5 月に 400 円を債権者 A が債務者

Bに貸し渡し、Bが昭和3年に2000円、昭和5年に1000円を弁済した事案で、「同一当事者間二数個ノ消費貸借上ノ元本債務存在スル場合ニ債務者カ単ニ元本債務ノ弁済トシテ全債務ヲ完済スルニ足ラサル額ノ弁済ヲ為シタル事実アルトキハ特別ナル事情ノ見ルヘキモノナキ限リ債務者ハ其数個ノ債務ノ存在ヲ承認シ弁済ノ提供ヲ為シタル」とした。

下級審において、同一の当事者間で複数の債権が存在し、そのうちの一部の債権だけが弁済された事案で、[12]を引用した上で、一部の債務の弁済から残存する債務全部の承認を認めた判決が存在する。[13]東京地判平成26年2月20日 LEX/DB25517791は、貸付けの回数が多く時期も長期間にわたっていたために、いつの貸付金がいくら残っているかなどということを債務者が記憶していなかった事案において、[12]を引用して、金銭消費貸借契約によって発生した債権の一部弁済が残存する債務全部の承認にあたるとした。[14]東京地判平成25年12月25日 LEX/DB25516531は、催告書をもって、証書貸付に基づく債務と手形貸付に基づく債務の履行を求めた後に、手形貸付に基づく債務が弁済された事案で、[12]を引用して、この弁済によって証書貸付に基づく債務も承認されたとした。

また、同一の当事者間で複数の債権が存在し、そのうちの一部の債権だけが 弁済された事案で、[12] を引用することなく、一部の債務の弁済から残存す る債務全部の承認を認めた下級審判決もある。これらの事件は、債権者が全債 務の存在を債務者に認識させるような方法を自ら講じていた点で共通してい る。[15] 東京高判昭和38年5月31日東高民時報14巻5号153頁は、債権者 が当事者間に存在する全債務を通知した後に、債務者が全債務の額を争うこと なく、その一部を弁済した事案で、残存する債務全部の承認を認めた。また、[16] 東京高判昭和41年10月27日判時469号41頁、判夕205号150頁は、債務者 との養鶏飼料等の継続的売買取引を記した通帳が作成されていた事案につき、 一部の弁済によって残部の債務の消滅時効が中断するとした。[17] 奈良地方 裁葛城支判平成14年5月7日LEX/DB28072070は、地方税の滞納者が「納付 誓約書」を作成した後も納付を滞納し、債権者が未納の税金額を記した催告書を何度か送付した後に、税金の一部が納付された事案で、その納付によって納付誓約書に記載された租税債権が承認されたとした。

これらに対して、[18] 東京地判平成26年8月27日 LEX/DB25521156は、同一の当事者間に数個の金銭消費貸借契約に基づく複数の債権が存在し、債務者がその一部を弁済した事案で、[9] を引用して、可分債務については、その一部の弁済は必ずしも全部の承認にあたらないとして、民法489条2号に従って充当された債務以外の債務の消滅時効の中断を認めなかった。

2 学説

時効中断の基礎に関する学説には、権利行使説と権利確定説がある。権利行使説は、権利者の権利行使によって、時効の基礎たる事実状態の継続が破れることが、時効中断の根拠であるとする。権利行使説によれば、承認とは、時効の利益を受ける当事者が、時効によって権利を失う者に対して、その権利の存在することを知っている旨を表示する観念の通知と解されている⁴。これに対して、権利確定説は、権利存在の有力な証拠がある時点に存在したという事実により、権利消滅の法定証拠たる時効の基礎が失われることが、時効中断の根拠であるとする⁵。

同一の当事者間に同種の債務が複数存在する場合、一部の弁済が残部の債務 全部の承認となるどうかにつき、権利行使説は、それが法定充当された場合に 残部の債務の承認とするのは疑問であるとする⁶。なお、同種の取引が一定期 間内に繰り返される場合、そのうちの債務の一部への弁済は残部の債務の承認 になるとする説がある⁷。また、権利確定説においては、一部の債務の弁済が 残部の債務の承認に当たるとする説⁸、法定充当に従うと解する説⁹、その弁 済の趣旨が残部の債務を承認することが明らかな場合に限って残部の債務の承 認に当たるとする説がある¹⁰。

なお、実務的観点から、金融機関を債権者としてA口とB口の金銭消費貸

借契約が締結され、債務者が全債務を完済するのに足りない額の弁済をしたときは、A口についてその存在を争っているというような特段の事情のない限り、債務者としてはA口・B口のどちらの弁済をするという意思を持たずに弁済しているとして、両口の債務が承認されたとする説もある 11 。

3 比較法的考察

(一) 債務承認に基づく時効中断の根拠

スイス債務法第 135 条第 1 号は、債務者による債務承認が時効の中断事由に 当たると定めており、かつ、債務承認に該当する行為として、利息もしくは手 付の弁済、または担保の設定もしくは保証の提供が例示されている。本規定が 置かれているためか、スイスの体系書では、債務承認による時効中断に関する 議論が詳述されている。そこで、スイス法における債務承認による時効中断に 関する議論を検討することとしたい。

債務者による債務承認が時効の中断事由とされる根拠として、THÉVENOZと WERRO は、債務者が債権者に対してその債務の存在を承認する場合には、不当な請求から債務者を保護する必要がなく、債権者から債権の履行を求める権利を失わせること(すなわち、消滅時効)を正当化できないとする ¹²。また、GEISSBUHLER は、債務者が債務を承認しておきながら履行を拒絶すべく消滅時効を援用することが矛盾行為にあたるとする ¹³。

スイスにおいて、矛盾行為禁止の原則は、権利濫用の禁止を定めたスイス民 法典第2条第2項を基礎とするものと理解されている。すなわち、ある立場を 採用することで相手方の正当な信頼を生じさせておきながら、最終的に態度を 変更することは権利濫用の禁止に反するとされる。また、矛盾行為禁止の原則 は、時効の援用においても認められている。すなわち、債務者の態度が時効期 間内での訴訟行為に着手することをさまたげるものであり、債権者の訴訟の遅 滞が納得のいくものであると合理的に評価されるならば、債務者による時効の 援用が禁じられるとされる¹⁴。 前述の GEISSBUHLER は、債務承認による時効中断の根拠を矛盾行為禁止の原則に求めるものといえよう。 GEISSBUHLER は、債務者が債務の存在を認めておきながら、それに反するような主張をすることを矛盾と捉えるのに対して、権利濫用の禁止法理による援用制限は、債務者が債権者の権利行使を妨害しておきながら、時効を援用することを矛盾と捉えるものであった。つまり、GEISSBUHLER は、矛盾行為の判断基準として、権利行使妨害の存否ではなく、債務者の態様そのものに着目するものといえよう。

以上の検討からすれば、時効中断事由たる債務の承認においては、債務者の 態様のみが考慮され債権者の信頼が考慮されていないかのように見える。しか し、スイスでは、時効中断事由たる債務の承認は、信義誠実の原則に従って、 債務者が直接又は間接に債務を追認したと債権者が解釈しうる全ての言動が含 まれるとされている 15。 つまり、その承認の存否の判断過程において、債権者の 信頼が考慮されている。これは、スイスにおける意思表示の解釈方法に由来する。 スイスでは、時効中断事由たる債務承認は債務に対する認識の表明(l'expression d'une connaissance) とされている。認識の表明は、法律行為の構成要素である 意思表示とは異なるものの¹⁶、法律行為に類似した行為として、意思表示の解 釈に関する諸原則が妥当するものとされる ¹⁷。スイスにおいて、意思表示の解 釈については、まず、一致した実際の意思が基礎とされるが(スイス債務法第 18条第1項)、当事者が意思表示に付与した意味が不明であった場合や当事者 の付与した意味が一致しなかった場合、客観的解釈が行われる。客観的解釈に おいては、意思表示の受領者が信義誠実の原則に従って、意思表示を理解すべ きであったように解釈しなければならない ¹⁸。そのため、スイスにおける意思 表示の客観的解釈の基準は、信頼保護の原則であると解されている 19。

以上からすると、債務承認による時効中断とは、信義誠実の原則に従って、 債務者が直接又は間接に債務を追認したと債権者を信頼させておきながら、履 行を拒絶すべく消滅時効を援用することが矛盾にあたることから定められた制 度であるといえよう。

(二) スイス債務法第 135 条第 1 号の解釈

前述のとおり、スイス債務法第 135 条第 1 号は、債務承認に該当する行為を 列挙している。判例及び学説において、同条同項は限定列挙ではなく、列挙さ れていない行為も債務承認にあたるとされている。例えば、一つの債務の一部 を弁済することは、債務の残存する部分の承認と解される。ただし、債務者が 明示的に債務の残存を争っていた場合はこの限りではない²⁰。また、債務者が 金銭債務を承認する場合、承認される債務の額は金額で明示されなくとも、債 務全部についての承認と解される。

スイスでも、当事者間に複数の債権が存在する場合、一つの債権に対する時効中断の効力が他の債権の時効に及ぶのかが問題とされている。この点、スイス法は、法的関係から生じる異なった給付は、それぞれ個別的に時効にかかるとし、原則として、一つの債権に関する時効中断の効力は他の債権の時効に及ばないものとする。

なお、裁判上の請求による時効中断(スイス債務法第 135 条第 2 号)に関するものであるが、それぞれの請求が異なるものであったとしても、それらの間に密接な関係がある場合は、一つの債権に関する時効中断が他の債権の消滅時効にも及ぶものとされている。このような中断効の拡張が認められるのは、他の債権が代替的にしか用いることができない場合、もしくは競合して用いることができない場合に限られる。例えば、給付を求める訴えの提起による時効中断の効力は、損害賠償請求権という二次的債権にも及ぶとされる。また、A債権がB債権に従属したものであった場合、B債権に関する消滅時効の中断の効力はA債権にも及ぶものとされる 21 。

4 検討

(一) [1] の検討

(1) [1] の意義

まずは、「1」の意義について検討することとする。

- [1] は、同一の当事者間に数個の金銭消費貸借契約に基づく各元本債務が存在し、借主が弁済を充当すべき債務を指定することなく全債務を完済するのに足りない額の弁済をした場合において、[12] と同様の判断を示したものである²²。
- [2] [3] によれば、承認とは、時効の利益を受ける当事者から、時効によって権利を失う者に対する、権利の存在の認識の表示、すなわち観念の通知といえよう。そうすると、本件では、同一当事者間の金銭消費貸借契約に基づく複数の債権のうちの一部の弁済が、債務全ての存在の認識の表示と解しうるのか争われている。すなわち、本件では、観念の通知の解釈が問題とされているといえよう。

なお、[1] は、その根拠を述べた部分で、充当指定なき弁済が元本全てについての存在の認識の表示にあたるとしている。そこで、充当に関する一方的意思表示(指定充当)がある場合(A)とない場合(B)に分けて検討する。

(A) 充当に関する一方的意思表示(指定充当)がある場合

指定充当は、充当に関する一方的意思表示である。通常、指定充当は、充当対象とされた債務が存在することを前提に、その債務を消滅させることを目的とするものであろう。そのため、同一の当事者間に数個の金銭消費貸借契約に基づく各元本債務が存在する場合において、借主が弁済を充当すべき債務を指定して全債務を完済するのに足りない額の弁済をしたときは、その充当対象とされた債務の存在の認識が表示されたと解することができる。

(B) 充当に関する一方的意思表示(指定充当)がない場合

しかし、本件は、指定充当が認められない事案であった。[1] の原々審・原審は、観念の通知の解釈につき、任意規定たる法定充当に関する準則を手がかりとしている。これらの判決は、法定充当規定を当事者意思の推定に関する規定とみるものといえよう²³。しかし、法定充当に関する準則は、債権をどのように満足させて消滅させるのが客観的にみて合理的かという法秩序の価値を具体化したものにとどまるものであり²⁴、これを根拠に時効中断事由たる債務承

認の意思を推定するのは無理があろう。

[1] は、(i) 本件の事情において各元本債務が存在することを借主が認識しているのが通常であること、(ii) 弁済の際に指定充当が可能でありながら、指定充当なしに一部弁済をしたことを根拠として、同一の当事者間に数個の金銭消費貸借契約に基づく各元本債務が存在する場合において、全債務を完済するのに足りない額の弁済が指定充当なしになされたならば、当該弁済が、特段の事情のない限り、上記各元本債務の承認に当たるとする。

[1] の根拠(i) は、複数の金銭消費貸借が締結されている場合の経験則を示すものといえよう。これに対して、根拠(ii) は、指定充当が可能でありながらこれを欠くところに着目し、債務者の意図、すなわち、各元本債務の存在を前提にして、そのいずれに充当しても良いとして弁済したという債務者の意図を推認したと見る余地があろう。

(2) [1] の射程

[1] は、特段の事情のない限り、同一の当事者間に数個の金銭消費貸借契約に基づく各元本債務が存在する場合において、借主が弁済を充当すべき債務を指定することなく全債務を完済するのに足りない額の弁済をしたときは、当該弁済は、上記各元本債務の承認の表示と解釈しうることを示すに留まる。そのため、同一当事者間に数個の金銭消費貸借契約以外の契約に基づく複数の債権が存在する場合に、[1] の解釈は妥当せず 25、個別の事情に即した観念の通知の解釈がなされることとなろう。

(二) 承認による時効の中断の効力の範囲

以上述べたように、同一当事者間に複数の契約に基づく複数の債権が存在し、全債務を完済するのに足りない額の弁済がなされた場合につき、[1] は、観念の通知の解釈の枠組みの中で解決を導くことを志向している。しかし、金山直樹が正当にも指摘するように、[1] では、時効の中断の効力の範囲が問われているのであり、この問題は、時効の中断の根拠の観点から検討すべきものであ

ると思われる26。

この点、内池慶四郎は、時効の中断に関して、次のようにいう。時効制度は、明確な法律状態を要求する一般社会の要請から発する極めて法政策的な制度である。ただ、近代法制下では、一般的公益達成の裏には常に具体的妥当性に即した何らかの調整手段が予定されており、時効もその例外ではない。その調整原理は信義則であり、時効の中断事由はかかる信義則適用の具体例に他ならない²⁷。

また、先に述べたように、スイス法における債務承認による時効中断とは、 債務者が直接又は間接に債務を追認したと債権者を信頼させておきながら、履 行を拒絶すべく消滅時効を援用するという矛盾する態度を禁止する制度と位置 づけられている。

このような観点から見た場合、債務承認による時効中断は、矛盾行為禁止の原則を基礎とした制度であり、債務者が債務を承認したと債権者を信頼させ、その信頼が正当であるならば、承認までに経過した時間を用いた時効の援用を禁ずるものといえよう。そうすると、同一当事者間に複数の契約に基づく複数の債権が存在し、全債務を完済するのに足りない額の弁済がなされた場合であっても、信義則の観点から見て、債務者が残存する債務も承認したと債権者が信頼するのが正当であるならば、残存する全債務が承認されたものとして、残存する全債務の消滅時効の中断が認められることとなろう。

債権者の信頼の正当性判断については、下級審判決が参考になるように思われる。[15] は、債権者が当事者間に存在する全債務を通知した後に、債務者が全債務の額を争うことなく、その一部を弁済した事案において、全債務の承認を認めたものであった。この場合、債権者は、全債務の通知によって債務者が全債務の存在を認識したものと考えて良いであろう。そして、通知された債務の存在を争うことなく、その一部の債務を債務者が弁済したならば、当事者間に残存する全債務が承認されたと債権者が信頼しても無理がないといえよう。それゆえ、このような場合には、その一部弁済によって、当事者間に残存

する全債務が承認されたと債権者が信頼することは正当と判断されよう。また、 [16] のように、債権者が残債務に関する通帳を作成するなどして、全債務を 認識させる方法を債権者が講じている場合も同様に解されよう。

しかし、債権者が債務者に全債権を認識させるための措置を講じていない場合、債務者が全債務の存在を認識しているかどうかが債権者から見て不明瞭である。そのため、債務者が全債務の一部を弁済したとしても、そのことから直に、債務者が残存する債務全部の存在を承認したと債権者が考えたとしても、その信頼は正当といえない。したがって、そのような場合において、特段の事情がない限り、一部弁済によって残存する債務全部の消滅時効が中断されたと解することはできない。

[1] は、同一の当事者間に数個の金銭消費貸借契約に基づく各元本債務が存在する場合においても、特段の事情があるならば、一部の弁済が残存する債務全部の承認にあたらないとする。承認による時効中断の趣旨からすれば、本判決のいう「特段の事情」とは、当事者間に残存する債務全部を承認したと信頼することが正当とはいえない場合ということになろう 28。

四 おわりに

民法の一部を改正する法律(平成 29 年法律第 44 号)は、時効の中断を更新へと改めるものであった。もっとも、改正後民法第 152 条第 1 項は、承認によって時効が新たに進行を始める時点に関する一般的な解釈を明文化するものであり、改正前民法第 156 条の規律を維持するものであるとされている ²⁹。したがって、[1] は、債権法改正後においても妥当するものといえよう。

本稿では、[1] を端緒として、債務者による債務承認に基づく時効の中断(更新)について検討した。今回の検討を通じて、債務者による債務承認に基づく中断(更新)の根拠に関する検討が進められたと考える。今後は、訴え提起による時効の中断(更新)も含めた、時効中断(更新)制度全体に対する研究が求められよう。

- 1 本稿は、[1] に関する判例評釈である拙稿・判例秘書ジャーナル HJ100111を基礎としつつ、 下級審判決やスイス法に関する検討を補充するものである。
- 2 幾代通『民法総則[第二版]』(青林書院、1984年) 579頁以下。
- 3 [1] に関する主な判例評釈として、小野秀誠・リマークス64号6頁、金山直樹・民商158 巻1号141頁、金子敬明・金法2169号18頁、北居功・民事判例23号86頁、嶋津元・新・判例解説Watch29号71頁、白石大・重判解令和3年度60頁、瀬戸口祐基・金法2189号33頁、田中洋・法教487号153頁、中野琢郎・法曹時報73巻9号1831頁、茂木明奈・796号123頁がある。
- 4 我妻栄『新訂 民法総則』(岩波書店、1965年) 458頁、470頁。
- 5 川島武宜編『注釈民法(5)』(有斐閣、1967年)66頁[川島武宜・岡本坦]、83頁[岡本坦]、川島武宜『民法総則』(有斐閣、1965年)473頁。
- 6 我妻·前掲注(4)471頁。
- 7 酒井廣幸『「新版]時効の管理』(新日本法規、平成19年)257頁。
- 8 川島・前掲注(5)504頁脚注91。
- 9 岡本坦ほか「時効中断の各種手続と実務上の諸問題」金法1398号9頁(1994年)[岡本坦]。
- 10 石田穣『民法総則』(信山社、2014年) 1084頁。
- 11 岡本ほか・前掲注 (9) 10頁 [田井雅巳、上野隆司]。金融実務上における一部弁済の意義につき、萬年浩雄「騙しのテクニック」銀法680号31頁 (2007年) も参照。
- 12 Luc THÉVENOZ et Franz WERRO, Code des obligations I, Art. 1 252 CO, 3° éd., p. 1191.
- 13 Grégoire GEISSBÜHLER, Le droit des obligations, Vol., 1, 2020, n° 1167, p. 490.
- 14 Pascal PICHONNAZ et Bénédict FOEX, Code civil I, Art. 1-359 CC, 2010, Art 2., n° 33., p.50.
- 15 Blaise CARRON et Niels FAVRE, La révision de la Prescription dans la partie génerale du Code des obligations : ce qui change et ce qui reste, et la transition entre les deux, *in* François Bohnet et Anne-Sylvie Dupont, Le nouveau droit de la prescription, p. 36
- 16 Jean-Luc NIKLAUS, La prescription extinctive: modifications conventionnelles et renunciation, n° 168., p.37.
- 17 Jean-Luc NIKLAUS, loc. cit.
- 18 石田穣『民法総則』(信山社、2014年) 518頁。
- 19 Pierre TERCIER et Pascal PICHONNAZ, Le droit des obligations, 5° éd., 2012, n° 196.,p.50.
- 20 THÉVENOZ et WERRO, supra note 12., p.1195.
- 21 なお、利息についての裁判上の請求は、元本債権の消滅時効を中断しないという。それは、 元本は利息債権に従たるものではないからである。もっとも、債務者による利息の承認は元 本債権の消滅時効を中断する。これは、承認による中断の効力の拡張の結果ではなく、債務 者による元本債権の承認がなされた結果であるとされている。つまり、債務者による利息の

承認は、元本債権を含意しており、それゆえに、利息債権の消滅時効のみならず、元本債権の消滅時効も中断するのである (THÉVENOZ et WERRO, supra note 12., p.1204 et s.)。

- 22 田中·前掲注(3)153頁(2021年)。
- 23 岡本ほか・前掲注(9)10頁[塚原朋一]。
- 24 潮見佳男『債権総論[第4版]』(信山社、2012年)313頁。なお、異なる解釈の可能性につき、 嶋津・前掲注(3)75頁参照。
- 25 田中・前掲注(3)153頁。
- 26 金山·前掲注(3)155頁。
- 27 内池慶四郎『消滅時効法の原理と歴史的課題』(成文堂、1993年) 19頁以下。
- 28 金山·前掲注(3)163頁脚注17。
- 29 法制審議会民法(債権関係) 部会第79回会議 部会資料69A・20頁。http://www.moj. go.jp/content/000119882.pdf [2021.6.20]。また、法定充当に関する民法490条も改められたが、その趣旨は同様と解されている(潮見佳男『債権総論 [第5版補訂]』(信山社、2020年) 283頁)。

(本研究は、公益財団法人全国銀行学術研究振興財団研究助成及びJSPS科研費JP22K01250の助成を受けたものである)

(原稿受付2023年6月21日, 採択決定2023年6月30日)